

低炭素建築物新築等計画認定手数料

区分		認定申請 法第53条第1項	変更認定審査 法第55条第1項	
建築物の種類		建築物の床面積	金額	認定審査手数料 ×1/2
事前審査あり (適合証の添付あり)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 ※登録住宅性能評価機関 ※登録建築物調査機関による適合証	1戸建ての住宅	5,000	2,500
		～ 300㎡未満	11,000	5,500
		300㎡以上 ～	23,000	11,500
	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ※登録住宅性能評価機関 ※登録建築物調査機関による適合証	～ 300㎡未満	11,000	5,500
		300㎡以上 ～	19,000	9,500
事前審査なし (適合証の添付なし)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	一戸建て住宅		
		～ 200㎡未満	40,000	20,000
		200㎡以上 ～	44,000	22,000
		住宅用途を含む建築物の住宅部分		
		～ 300㎡未満	80,000	40,000
		～ 300㎡以上	135,000	67,500
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	一戸建て住宅		
		～ 200㎡未満	20,000	10,000
		200㎡以上 ～	22,000	11,000
		住宅用途を含む建築物の住宅部分		
		～ 300㎡未満	38,000	19,000
		～ 300㎡以上	66,000	33,000
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	267,000	133,500
300㎡以上 ～		334,000	167,000	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	～ 300㎡未満	102,000	51,000	
	300㎡以上 ～	130,000	65,000	